

第1期紀宝町障がい者計画

令和6年3月

紀 宝 町

はじめに

近年、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化しています。介護する人の高齢化や親亡き後の問題、医療的ケアが必要な人や障がいのある子どもの早期療育のニーズの増加などに対し、一層の対応が求められています。

また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。



国においては、令和3年5月の「障害者差別解消法」の改正をはじめ、令和4年5月の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」等が施行され、障がいのある人の権利や尊厳を保護し、自立と社会参加の支援等のための施策が進められてきました。

このような中、新たな課題に対応し、本町の障がい者施策を計画的に推進していくため、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間とする「第1期紀宝町障がい者計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念は「愛着のある場所で障がいのある人もない人もともに輝き暮らすまち」です。

これは、障がい者の基本的な権利を尊重し、障がい者の尊厳を守り、個人の尊厳を重んじ、障がいのある人もない人も、その人らしく、地域社会の中で共に生活することを目指していくものであります。

この計画をもとに、これまで進めてきた取り組みを更に充実させ、障がいのある人が地域で安心して暮らすためのサービス、相談・支援体制の充実と社会参加の環境の充実により、障がいのある人を社会全体で支える仕組みづくりを目指し、全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりましては、「紀宝町障がい者計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等において貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

紀宝町長 西 田 健

目次

| | | |
|------------|------------------------|-----------|
| 第1章 | 計画策定にあたって | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 障がい福祉制度の変遷 | 2 |
| 3 | 計画の位置付け | 3 |
| 4 | 計画の期間 | 3 |
| 5 | 計画の対象 | 4 |
| 第2章 | 障がいのある人を取り巻く現状 | 5 |
| 1 | 総人口の推移 | 5 |
| 2 | 身体障がい | 6 |
| 3 | 知的障がい | 9 |
| 4 | 精神障がい | 10 |
| 5 | 発達障がい | 11 |
| 6 | 難病 | 11 |
| 7 | アンケート調査から見える課題 | 12 |
| 第3章 | 計画の基本的な考え方 | 40 |
| 1 | 計画の基本理念 | 40 |
| 2 | 計画の基本目標 | 41 |
| 3 | 計画の施策体系 | 43 |
| 第4章 | 具体的施策の内容 | 44 |
| 1 | 権利擁護の推進と虐待防止、差別解消の取り組み | 44 |
| 2 | 啓発と理解の促進 | 46 |
| 3 | アクセシビリティと社会参加の環境づくり | 47 |
| 4 | 障がいに配慮した教育の推進 | 49 |
| 5 | 文化・スポーツの振興 | 51 |
| 6 | 医療・福祉サービスの充実 | 52 |
| 7 | 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 54 |
| 8 | 雇用・就業、経済的自立の支援 | 56 |
| 9 | 防災、防犯等の推進 | 58 |
| 第5章 | 計画の推進体制 | 60 |
| 1 | 住民参画の推進 | 60 |
| 2 | 関係機関における連携 | 60 |
| 3 | 計画の点検・評価 | 60 |
| 資料編 | | 61 |
| 1 | 紀宝町障がい者計画策定委員名簿 | 61 |
| 2 | 紀宝町障がい者計画策定委員会設置要綱 | 62 |
| 3 | 用語集 | 64 |

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がい者計画は、障がいのある人の自立及び社会参加を支援・促進するための施策を定めた最も基本的な計画であり、障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

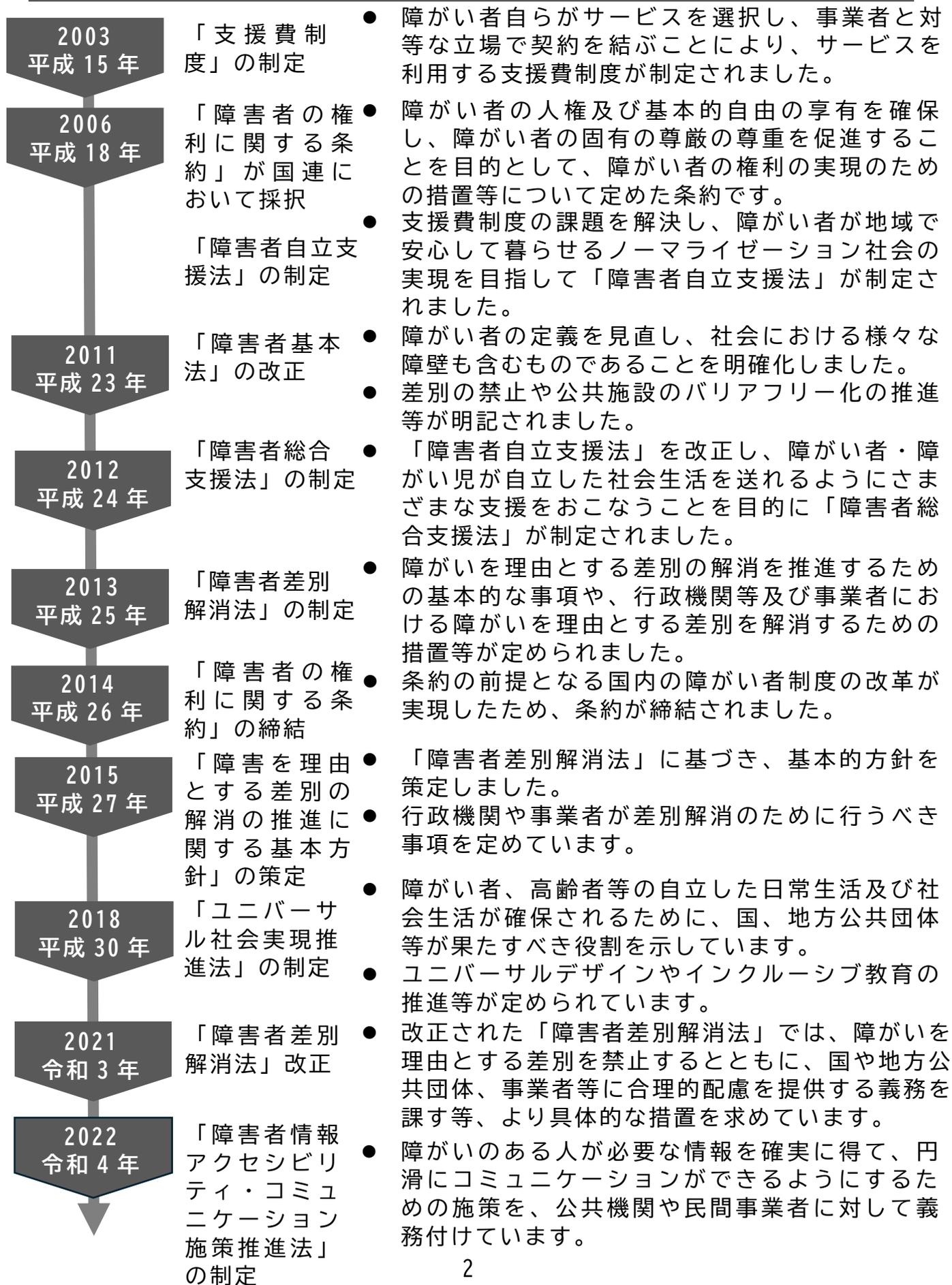
本町においては、障害者基本法の趣旨に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、紀宝町障がい者計画を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ります。

「障害者基本法」は、平成5年に制定され、国は「障害者基本計画」を策定し施策を総合的かつ計画的に進めることが求められました。平成16年に「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の差別の禁止の規定が盛り込まれるとともに、市町村に計画策定が義務付けられました。平成23年の改正では、平成19年に我が国が署名した「障害者の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、社会モデルや合理的配慮等が条文に盛り込まれました。平成25年に制定された「障害者差別解消法」が令和3年に改正され、行政機関だけではなく事業者にも合理的配慮の提供が義務づけられました。このように、近年では障がいのある人が自立し、差別されることなく生活するための基盤を整備するために、より具体的な配慮や環境整備が求められています。

国では、これらの制度の変遷を踏まえ、令和5年度からの5年間を計画期間とする

「第5次障害者基本計画」を策定しています。

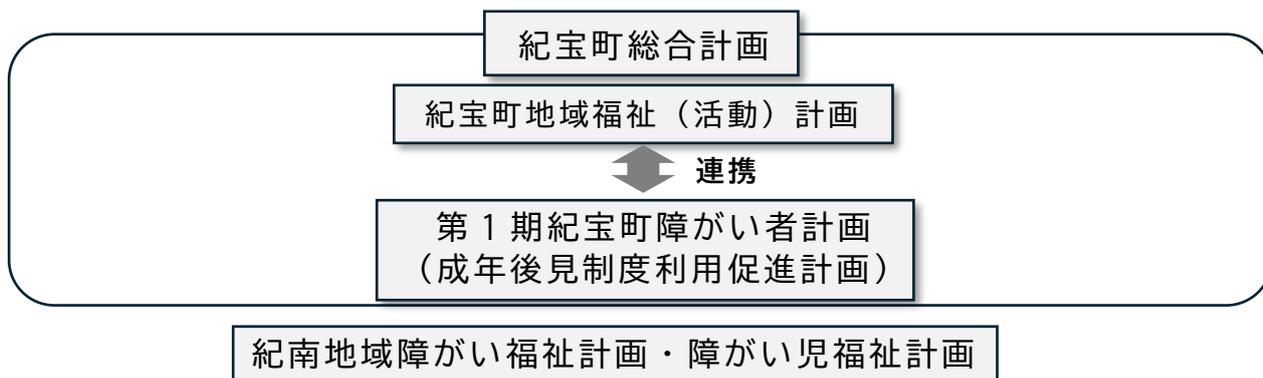
2 障がい福祉制度の変遷



3 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画であり、本町の障がい者施策に関する基本的な指針を示したものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」等を踏まえ、町の上位計画である「紀宝町総合計画」と整合を図りつつ策定しています。



4 計画の期間

本計画の実施期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

| | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 | 令和12年 | 令和13年 | 令和14年 | |
|----------|--------------|------|------|-------------|-------|-------|-------------|-------|-------|--|
| 障がい者計画 | 第1期紀宝町障がい者計画 | | | | | | 次計画(予定) | | | |
| 障がい福祉計画 | 第7期障がい福祉計画 | | | 第8期障がい福祉計画 | | | 第9期障がい福祉計画 | | | |
| 障がい児福祉計画 | 第3期障がい児福祉計画 | | | 第4期障がい児福祉計画 | | | 第5期障がい児福祉計画 | | | |

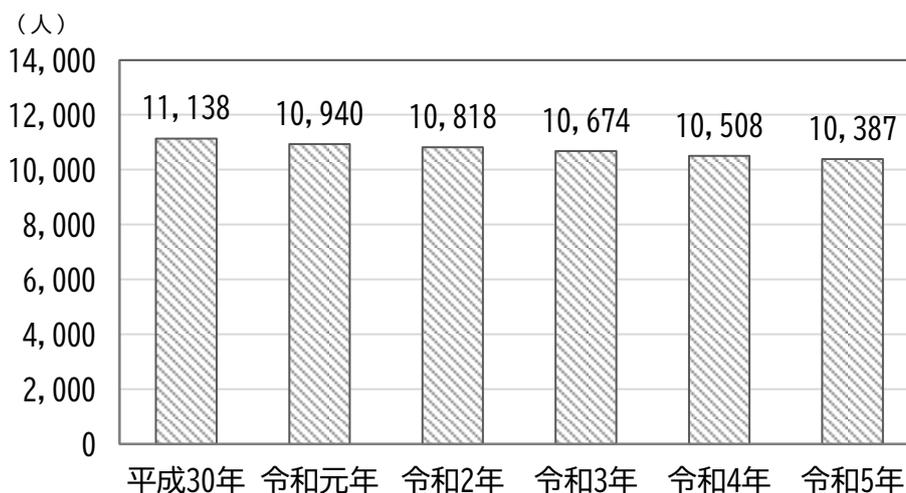
5 計画の対象

- 「障害者基本法」の規定に基づく身体障がい、知的障がい、又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人
- 「発達障害者支援法」の規定に基づく自閉症スペクトラム（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい等）、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいがある人
- 障がい者の定義に新たに加わった難病患者（治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である人）

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 総人口の推移

本町の人口は、平成30年の11,138人から5年後の令和5年には751人減り、10,387人と減少傾向にあります。



単位：人

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 11,138 | 10,940 | 10,818 | 10,674 | 10,508 | 10,387 |

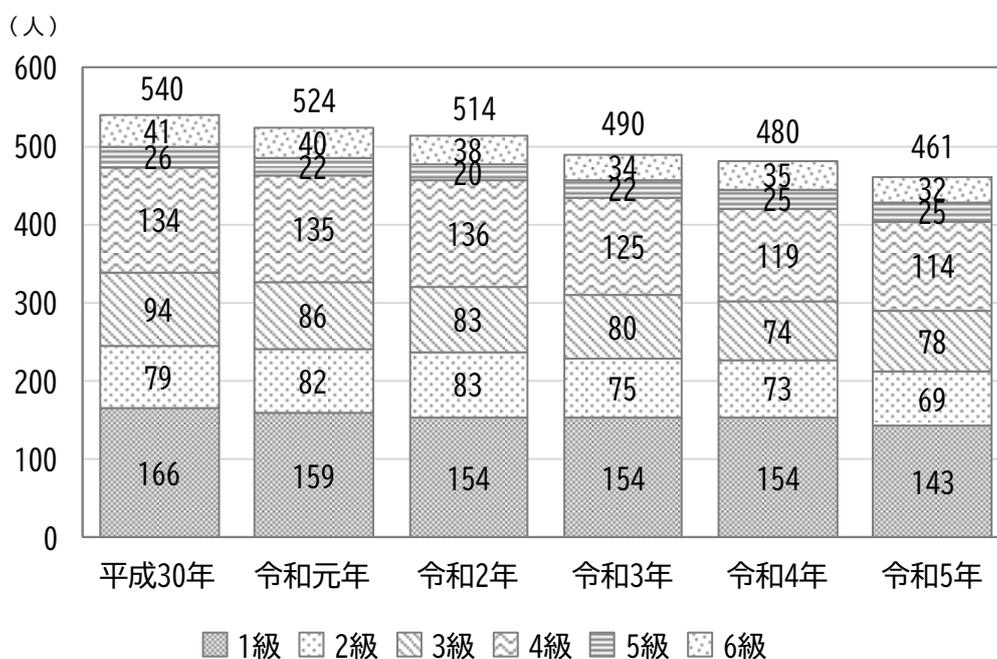
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 身体障がい

(1) 身体障がい者手帳の等級別人数の推移

■身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳の所持者数は、平成30年の540人から5年後の令和5年には79人減り461人と減少傾向にあります。



単位：人

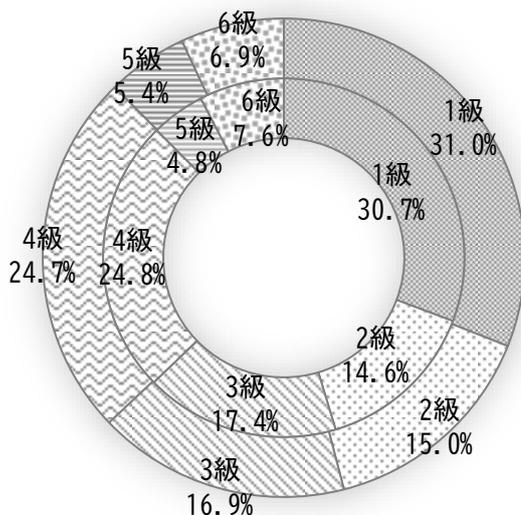
| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|-------|------|------|------|------|------|
| 1級 | 166 | 159 | 154 | 154 | 154 | 143 |
| 2級 | 79 | 82 | 83 | 75 | 73 | 69 |
| 3級 | 94 | 86 | 83 | 80 | 74 | 78 |
| 4級 | 134 | 135 | 136 | 125 | 119 | 114 |
| 5級 | 26 | 22 | 20 | 22 | 25 | 25 |
| 6級 | 41 | 40 | 38 | 34 | 35 | 32 |
| 合計 | 540 | 524 | 514 | 490 | 480 | 461 |

資料：福祉課（各年4月1日現在）

等級別に割合を見ると、1級が31.0%で最も多く、4級が24.7%が続いています。平成30年からの変化を見ると、5級が0.6ポイント増加している一方、6級が0.7ポイント減少しています。

年齢別に見ると、18歳未満と18歳以上のいずれも減少傾向にあります。

■等級別構成比（内側：平成30年 外側：令和5年）



■身体障がい者手帳所持者数の推移

単位：人

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------|-------|------|------|------|------|------|
| 手帳所持者数 | 540 | 524 | 514 | 490 | 480 | 461 |
| 内 18歳未満所持者 | 8 | 7 | 8 | 6 | 5 | 5 |
| 内 18歳以上所持者 | 532 | 517 | 506 | 484 | 475 | 456 |

資料：福祉課（各年4月1日現在）

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

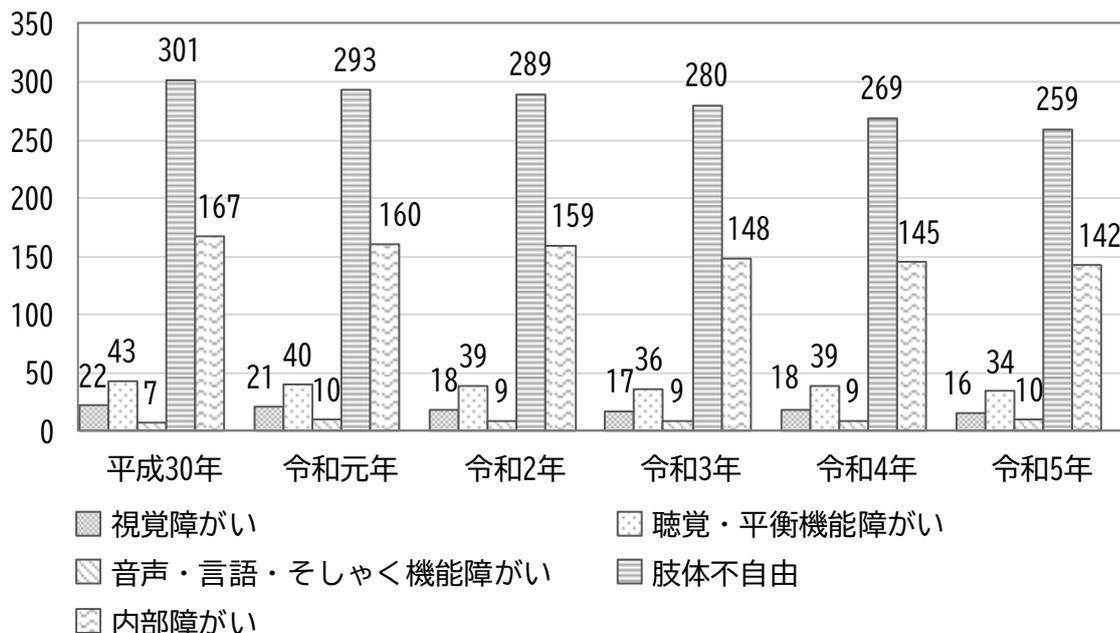
(2) 障がい種別人数の推移

身体障がい者数を障がい種別で見ると、肢体不自由が最も多く、内部障がいが続いており、音声・言語・そしゃく機能障がい是最も少ないです。

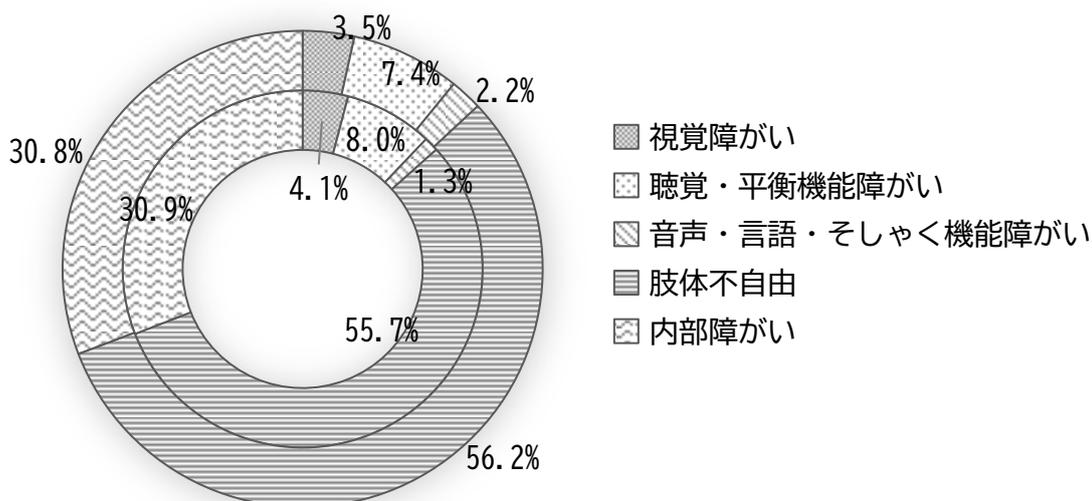
障がい種別人数の推移を見ると、音声・言語・そしゃく機能障がいは、横ばいで推移していますが、それ以外は減少傾向にあります。

■障がいの種別人数の推移

(人)



■障がい種別構成比（内側：平成30年 外側：令和5年）



資料：福祉課（各年4月1日現在）

3 知的障がい

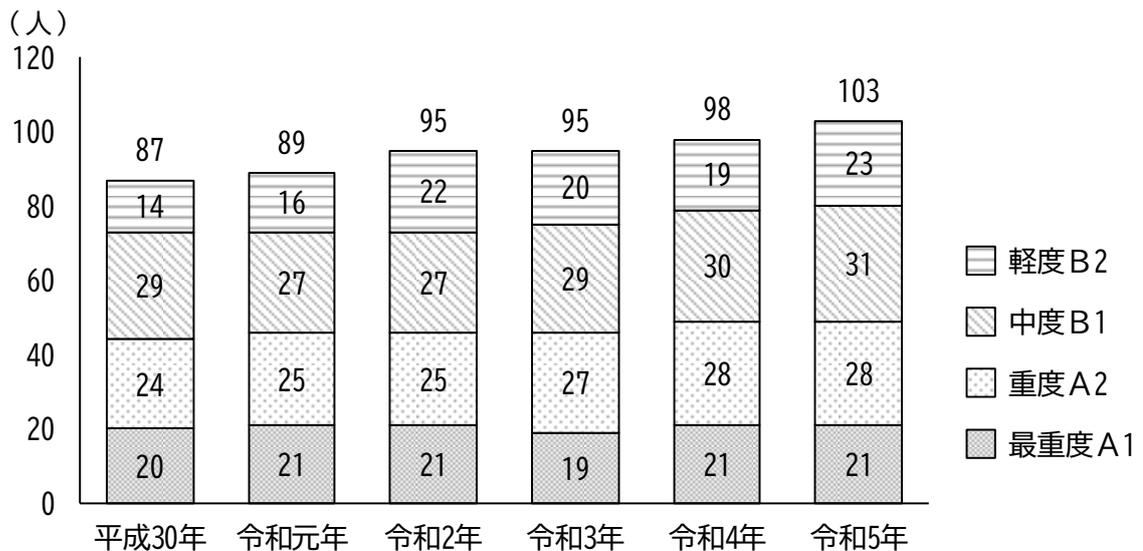
療育手帳の所持者数は年々増加しています。重度別に見ると最重度A1は横ばいで推移していますが、それ以外は増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移

単位：人

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-------|-------|------|------|------|------|------|
| A | 44 | 46 | 46 | 46 | 49 | 49 |
| 最重度A1 | 20 | 21 | 21 | 19 | 21 | 21 |
| 重度A2 | 24 | 25 | 25 | 27 | 28 | 28 |
| B | 43 | 43 | 49 | 49 | 49 | 54 |
| 中度B1 | 29 | 27 | 27 | 29 | 30 | 31 |
| 軽度B2 | 14 | 16 | 22 | 20 | 19 | 23 |
| 合計 | 87 | 89 | 95 | 95 | 98 | 103 |

資料：福祉課（各年4月1日現在）



■療育手帳所持者数の推移

単位：人

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----------|-------|------|------|------|------|------|
| 手帳所持者数 | 87 | 89 | 95 | 95 | 98 | 103 |
| 内18歳未満所持者 | 16 | 17 | 25 | 23 | 26 | 30 |
| 内18歳以上所持者 | 71 | 72 | 70 | 72 | 72 | 73 |

資料：福祉課（各年4月1日現在）

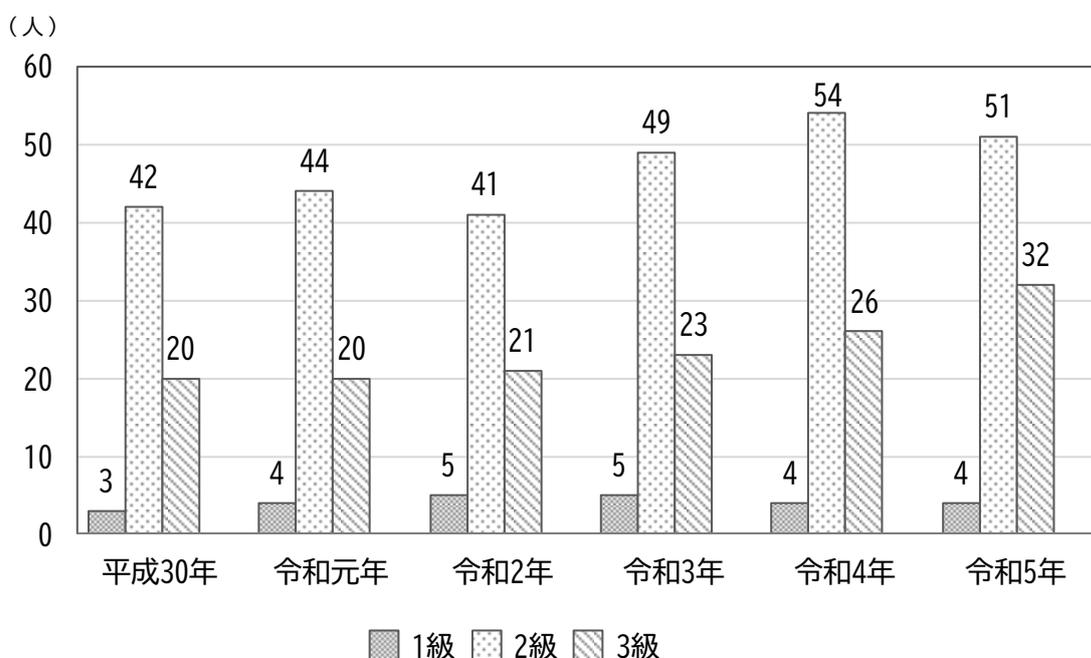
4 精神障がい

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成30年の65人から5年後の令和5年には22人増加し、87人です。等級別に推移を見ると、1級は横ばいで推移していますが、2級、3級は増加傾向にあります。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数等級別の推移

単位：人

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|-------|------|------|------|------|------|
| 1級 | 3 | 4 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| 2級 | 42 | 44 | 41 | 49 | 54 | 51 |
| 3級 | 20 | 20 | 21 | 23 | 26 | 32 |
| 合計 | 65 | 68 | 67 | 77 | 84 | 87 |



資料：福祉課（各年4月1日現在）

■自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移

単位：人

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------|-------|------|------|------|------|------|
| 利用者数 | 118 | 115 | 121 | 133 | 128 | 133 |

資料：福祉課（各年4月1日現在）

5 発達障がい

平成17年4月、「発達障害者支援法」が施行し、高機能自閉症、アスペルガー症候群等（自閉症スペクトラム）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）が発達障がいと定義されました。

この法律では、発達障がいの早期発見と発達支援に関する国や県、市町村の責務、学校教育における支援、就労への支援等、生活全般にわたる支援が示されています。

今後、発達障がいの早期発見と診断を促進し、必要な支援を提供するための体制の整備を実施するとともに、教育機関や職場での適切な支援を行い、特別支援教育や職場適応支援を強化することが重要です。

6 難病

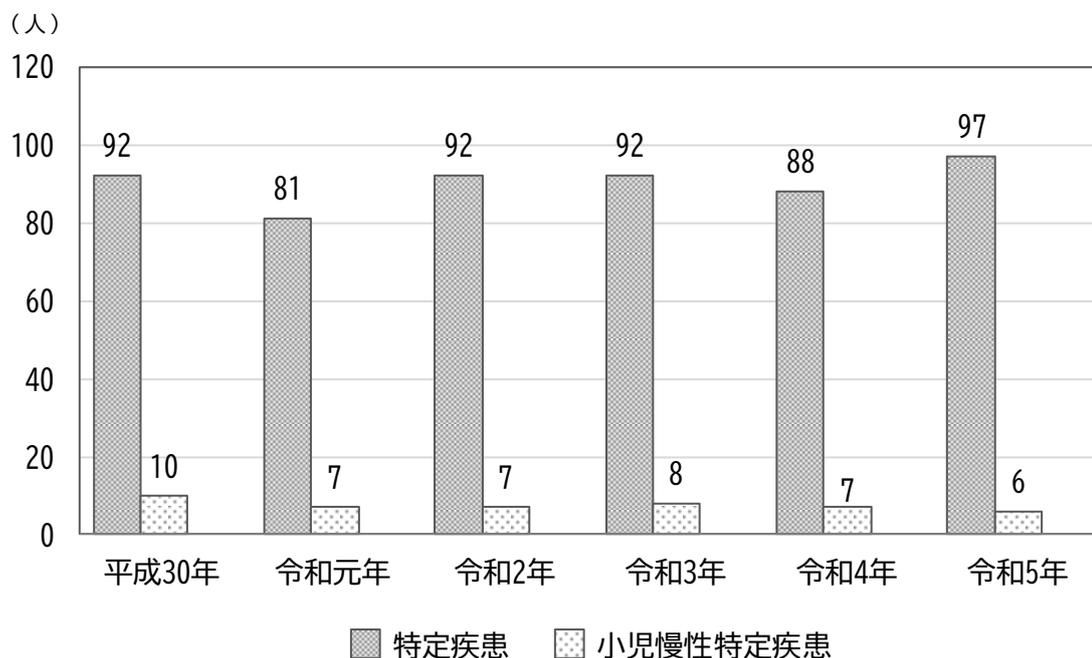
特定疾患医療受給者証所持者数は、年ごとに増減しながらほぼ横ばいで推移していますが、小児慢性特定疾患は減少傾向にあります。

■特定疾患医療受給者証所持者の推移

単位：人

| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----------|-------|------|------|------|------|------|
| 特定疾患 | 92 | 81 | 92 | 92 | 88 | 97 |
| 小児慢性特定疾患 | 10 | 7 | 7 | 8 | 7 | 6 |

資料：福祉課（各年4月1日現在）



7 アンケート調査から見える課題

(1) アンケート調査

① 調査の概要

a. 調査の目的

紀宝町では現在、障がい者施策の基本的な計画として、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする「紀宝町第1期障がい者計画」の策定に取り組んでいます。

このアンケート調査は、障がいのある方々から日常生活の状況やお考えを伺い、新しい計画並びに障がい者施策の基礎資料とさせていただくことを目的に実施したものです。

b. 調査の方法

- 調査対象地域：紀宝町全域
- 調査対象者：町内在住の障がい者手帳所持者・自立支援医療利用者・障がい福祉サービス利用者
- 調査期間：令和5年10月(調査基準日は令和5年10月1日)
- 調査方法：調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査

c. 配布・回収数

| 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----|-------|-------|
| 629 | 289 | 45.9% |

d. 報告書の見方(注意事項)

- グラフ及び表中のN数(number of case)は、設問に対する回答者数を表しています。
- 調査結果(グラフ)の比率は、その設問の回答者数(N数)を分母として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点以下第1位までを表示しています。したがって、端数処理のため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- 複数回答形式(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問については、その設問の回答者数(N数)を分母として比率を算出しています。したがって、すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。

問 あなたが所持している障害者手帳は、次のどれですか。該当する番号に○をつけてください。〔複数回答〕【N=281】

所持している障害者手帳については、「身体障害者手帳」が71.9%で最も高く、次いで「療育手帳」が19.2%、「精神障害者保健福祉手帳」が10.0%です。一方、「手帳は取得していない」は2.1%です。

| | |
|-------------|---|
| 身体障害者手帳 |  71.9% |
| 療育手帳 |  19.2% |
| 精神障害者保健福祉手帳 |  10.0% |
| 手帳は取得していない |  2.1% |

「手帳は取得していない」と回答した方におうかがいします。

問 現在ご利用されているものすべてに○をつけてください。〔複数回答〕【N=6】

「障がい児福祉サービス」が50.0%で最も高く、次いで「自立支援医療」が33.3%、「障がい者福祉サービス」が16.7%です。

| | |
|------------|---|
| 自立支援医療 |  33.3% |
| 障がい者福祉サービス |  16.7% |
| 障がい児福祉サービス |  50.0% |

問 現在、あなたと一緒に暮らしている人は、どなたですか。あなたからみた続柄で、該当する方をお答えください。〔複数回答〕【N=252】

一緒に暮らしている人については、「配偶者」が41.7%で最も高く、次いで「その他」が25.8%、「母親」が20.2%です。

| | |
|--------|-------|
| 配偶者 | 41.7% |
| 父親 | 18.3% |
| 母親 | 20.2% |
| 息子 | 9.9% |
| 娘 | 11.1% |
| 兄弟 | 5.6% |
| 姉妹 | 6.0% |
| 息子の配偶者 | 10.4% |
| 娘の配偶者 | 2.0% |
| 祖父 | 10.4% |
| 祖母 | 10.4% |
| 孫 | 3.6% |
| 友だち | 10.8% |
| その他 | 25.8% |

【その他の記述内訳】

| その他記述 | 割合 |
|-------|------|
| 一人暮らし | 9.5% |
| 施設 | 7.1% |
| 病院 | 0.8% |
| その他 | 0.8% |
| 記述なし | 7.6% |

障がい種別クロス（身体障がい【N=171】、知的障がい【N=54】、精神障がい【N=25】）

障がい種別にみると、『身体障がい』では「配偶者」が57.3%で最も高いです。『知的障がい』では「その他」が51.9%、『精神障がい』では「母親」が48.0%で最も高いです。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|--------|-------|-------|-------|
| 配偶者 | 57.3% | 1.9% | 20.0% |
| 父親 | 6.4% | 35.2% | 44.0% |
| 母親 | 8.2% | 40.7% | 48.0% |
| 息子 | 14.0% | 1.9% | 0.0% |
| 娘 | 14.0% | 0.0% | 8.0% |
| 兄弟 | 2.3% | 13.0% | 12.0% |
| 姉妹 | 3.5% | 11.1% | 4.0% |
| 息子の配偶者 | 0.6% | 0.0% | 0.0% |
| 娘の配偶者 | 2.3% | 0.0% | 4.0% |
| 祖父 | 0.0% | 1.9% | 0.0% |
| 祖母 | 0.0% | 1.9% | 0.0% |
| 孫 | 4.7% | 0.0% | 4.0% |
| 友だち | 0.0% | 1.9% | 4.0% |
| その他 | 19.3% | 51.9% | 24.0% |

【その他の記述内訳】

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-------|-------|-------|-------|
| 一人暮らし | 11.7% | 1.9% | 12.0% |
| 施設 | 3.5% | 20.4% | 4.0% |
| 病院 | 1.2% | 0.0% | 0.0% |
| その他 | 1.2% | 0.0% | 0.0% |
| 記述なし | 1.7% | 29.6% | 8.0% |

問 主な介助者（あなたを介助する人）についておうかがいします。

（1）主な介助者はどなたですか。〔択一回答〕【N=234】

主な介助者については、「配偶者」が29.9%で最も高く、次いで「施設職員」が15.8%、「母親」が12.0%です。

| | |
|---------|-------|
| 配偶者 | 29.9% |
| 父親 | 0.9% |
| 母親 | 12.0% |
| 息子 | 5.1% |
| 娘 | 10.7% |
| 兄弟 | 2.6% |
| 姉妹 | 1.3% |
| 息子の配偶者 | 1.3% |
| 娘の配偶者 | 0.4% |
| 祖父 | 0.0% |
| 祖母 | 0.0% |
| 孫 | 0.0% |
| 友だち | 0.9% |
| ホームヘルパー | 1.7% |
| 施設職員 | 15.8% |
| その他 | 1.3% |
| 誰もいない | 6.0% |
| 介助は必要ない | 10.3% |

障がい種別クロス（身体障がい【N=170】、知的障がい【N=43】、精神障がい【N=18】）

障がい種別にみると、『身体障がい』では「配偶者」が37.6%で最も高いです。『知的障がい』では「施設職員」が53.5%で最も高く、「母親」が30.2%が続いています。『精神障がい』では「配偶者」「母親」が27.8%で高いです。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|---------|-------|-------|-------|
| 配偶者 | 37.6% | 0.0% | 27.8% |
| 父親 | 0.0% | 4.7% | 0.0% |
| 母親 | 4.7% | 30.2% | 27.8% |
| 息子 | 6.5% | 2.3% | 0.0% |
| 娘 | 14.1% | 0.0% | 0.0% |
| 兄弟 | 2.9% | 2.3% | 0.0% |
| 姉妹 | 1.8% | 0.0% | 0.0% |
| 息子の配偶者 | 1.8% | 0.0% | 0.0% |
| 娘の配偶者 | 0.6% | 0.0% | 0.0% |
| 祖父 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 祖母 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 孫 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 友だち | 0.6% | 2.3% | 0.0% |
| ホームヘルパー | 2.4% | 0.0% | 0.0% |
| 施設職員 | 8.2% | 53.5% | 16.7% |
| その他 | 1.8% | 0.0% | 0.0% |
| 誰もいない | 5.9% | 0.0% | 22.2% |
| 介助は必要ない | 11.2% | 4.7% | 5.6% |

(2) 主な介助者の年齢は、何歳ですか。(令和5年10月1日現在)〔数値回答〕【N=196】

主な介助者の年齢については、「70歳代」が27.0%で最も高く、次いで「60歳代」が26.5%、「50歳代」が18.4%であり、60歳以上が65.7%を占めています。

| | |
|-------|-------|
| 20歳代 | 0.5% |
| 30歳代 | 2.6% |
| 40歳代 | 12.8% |
| 50歳代 | 18.4% |
| 60歳代 | 26.5% |
| 70歳代 | 27.0% |
| 80歳代 | 11.7% |
| 90歳以上 | 0.5% |

障がい種別クロス (身体障がい【N=134】、知的障がい【N=40】、精神障がい【N=18】)

障がい種別にみると、『身体障がい』では「70歳代」が32.1%、『知的障がい』では「40歳代」が35.0%、『精神障がい』では「60歳代」が33.3%で最も高いです。『身体障がい』『精神障がい』では60歳以上が過半数を占めていますが、『知的障がい』では60歳未満が72.5%を占めています。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-------|-------|-------|-------|
| 20歳代 | 0.0% | 2.5% | 0.0% |
| 30歳代 | 1.5% | 5.0% | 5.6% |
| 40歳代 | 6.0% | 35.0% | 11.1% |
| 50歳代 | 15.7% | 30.0% | 16.7% |
| 60歳代 | 29.9% | 17.5% | 33.3% |
| 70歳代 | 32.1% | 7.5% | 27.8% |
| 80歳代 | 14.2% | 2.5% | 5.6% |
| 90歳以上 | 0.7% | 0.0% | 0.0% |

問 以下の各種サービスについて、利用していますか。また今後利用したいですか。〔各項目ごと択一回答〕

利用状況

利用しているサービスについては、「④生活介護」が22.0%で最も高く、次いで「①居宅介護（ホームヘルプ）」が16.8%、「⑤施設入所支援」が16.0%です。

児童（18歳未満）の方のみを対象とするサービスでは「⑰児童発達支援、放課後等デイサービス」が71.4%、「⑱保育所等訪問支援」が35.7%です。

| | はい | |
|-----------------------|-------|---------|
| 現在 ①居宅介護(ホームヘルプ) | 16.8% | 【N=208】 |
| 現在 ②重度訪問介護 | 5.3% | 【N=187】 |
| 現在 ③短期入所(ショートステイ) | 5.8% | 【N=189】 |
| 現在 ④生活介護 | 22.0% | 【N=186】 |
| 現在 ⑤施設入所支援 | 16.0% | 【N=188】 |
| 現在 ⑥共同生活介護(ケアホーム) | 1.7% | 【N=180】 |
| 現在 ⑦共同生活援助(グループホーム) | 6.1% | 【N=181】 |
| 現在 ⑧自立訓練(機能訓練・生活訓練) | 11.1% | 【N=180】 |
| 現在 ⑨就労移行支援 | 2.3% | 【N=175】 |
| 現在 ⑩就労継続支援【A型：雇用型】 | 2.9% | 【N=172】 |
| 現在 ⑪就労継続支援【B型：非雇用型】 | 7.6% | 【N=171】 |
| 現在 ⑫同行援護 | 1.9% | 【N=162】 |
| 現在 ⑬行動援護 | 3.6% | 【N=165】 |
| 現在 ⑭移動支援事業 | 8.0% | 【N=175】 |
| 現在 ⑮地域活動支援センター | 5.7% | 【N=174】 |
| 現在 ⑯日中一次支援事業(デイサービス) | 14.4% | 【N=180】 |
| 現在 ⑰児童発達支援、放課後等デイサービス | 71.4% | 【N=14】 |
| 現在 ⑱保育所等訪問支援 | 35.7% | 【N=14】 |

利用意向

今後利用したいサービスについては、「①居宅介護（ホームヘルプ）」が44.6%で最も高く、次いで「④生活介護」が44.3%、「⑤施設入所支援」が37.9%です。

児童（18歳未満）の方のみを対象とするサービスでは「⑰児童発達支援、放課後等デイサービス」が90.9%、「⑱保育所等訪問支援」が54.5%です。

| | はい | |
|-----------------------|--|---------|
| 今後 ①居宅介護(ホームヘルプ) |  44.6% | 【N=175】 |
| 今後 ②重度訪問介護 |  30.4% | 【N=161】 |
| 今後 ③短期入所(ショートステイ) |  30.9% | 【N=165】 |
| 今後 ④生活介護 |  44.3% | 【N=158】 |
| 今後 ⑤施設入所支援 |  37.9% | 【N=153】 |
| 今後 ⑥共同生活介護(ケアホーム) |  18.7% | 【N=150】 |
| 今後 ⑦共同生活援助(グループホーム) |  22.5% | 【N=151】 |
| 今後 ⑧自立訓練(機能訓練・生活訓練) |  28.8% | 【N=153】 |
| 今後 ⑨就労移行支援 |  12.7% | 【N=150】 |
| 今後 ⑩就労継続支援【A型：雇成型】 |  13.4% | 【N=149】 |
| 今後 ⑪就労継続支援【B型：非雇成型】 |  15.6% | 【N=147】 |
| 今後 ⑫同行援護 |  9.3% | 【N=140】 |
| 今後 ⑬行動援護 |  15.8% | 【N=139】 |
| 今後 ⑭移動支援事業 |  34.0% | 【N=147】 |
| 今後 ⑮地域活動支援センター |  19.7% | 【N=142】 |
| 今後 ⑯日中一時支援事業(デイサービス) |  29.9% | 【N=147】 |
| 今後 ⑰児童発達支援、放課後等デイサービス |  90.9% | 【N=11】 |
| 今後 ⑱保育所等訪問支援 |  54.5% | 【N=11】 |

問 あなたは、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度を利用していますか。また、活用したいと思いますか。〔各項目ごと択一回答〕

① 事業の認知 (1)【N=196】、(2)-①【N=195】、(2)-②【N=195】

事業の認知については、「成年後見制度」の認知度（「知っている」の割合）が46.2%と最も高いです。「法人後見」が32.8%で続いており、「日常生活自立支援事業」は27.6%と最も低いです。

| | 知っている | 知らない |
|------------------|-------|-------|
| (1)日常生活自立支援事業 認知 | 27.6% | 72.4% |
| (2)-①成年後見制度 認知 | 46.2% | 53.8% |
| (2)-②法人後見 認知 | 32.8% | 67.2% |

② 今後の利用意向 (1)【N=192】、(2)-①【N=189】、(2)-②【N=188】

今後の利用意向については、いずれの事業も65%以上が「わからない」としています。「利用したい」は「日常生活自立支援事業」が13.5%、「成年後見制度」「法人後見」が9.0%です。

| | 利用している | 利用したい | 利用したくない | わからない |
|--------------------|--------|-------|---------|-------|
| (1)日常生活自立支援事業 利用意向 | 3.1% | 13.5% | 14.1% | 69.3% |
| (2)-①成年後見制度 利用意向 | 1.6% | 9.0% | 22.2% | 67.2% |
| (2)-②法人後見 利用意向 | 0.0% | 9.0% | 22.9% | 68.1% |

問 就労の状況や形態は次のどれですか。〔択一回答〕【N=173】

就労の状況や形態については、「就労を希望していない」が32.9%で最も高く、次いで「働きたくても働けない」が21.4%、「その他」が15.0%です。また、「常勤で仕事をしている」「パートタイムやアルバイト（内職）の仕事をしている」と回答した『仕事をしている』方は21.4%です。

| | |
|------------------------------|-------|
| 常勤で仕事をしている （福祉的就労を含む） | 13.9% |
| パートタイムやアルバイト（内職） の仕事をしている | 7.5% |
| 現在は仕事をしていないが探している | 3.5% |
| 学校へ通っている | 5.8% |
| 働きたくても働けない | 21.4% |
| 就労を希望していない | 32.9% |
| その他 | 15.0% |

障がい種別クロス（身体障がい【N=102】、知的障がい【N=46】、精神障がい【N=24】）

障がい種別にみると、『身体障がい』『知的障がい』では「就労を希望していない」がそれぞれ40.2%、34.8%で最も高いです。『精神障がい』では「働きたくても働けない」が41.7%で最も高いです。また、『知的障がい』では「常勤で仕事をしている（福祉的就労を含む）」が28.3%と、他の障がい種別に比べて高いです。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|------------------------------|-------|-------|-------|
| 常勤で仕事をしている （福祉的就労を含む） | 6.9% | 28.3% | 16.7% |
| パートタイムやアルバイト（内職） の仕事をしている | 8.8% | 4.3% | 8.3% |
| 現在は仕事をしていないが探している | 2.9% | 2.2% | 8.3% |
| 学校へ通っている | 1.0% | 10.9% | 8.3% |
| 働きたくても働けない | 22.5% | 6.5% | 41.7% |
| 就労を希望していない | 40.2% | 34.8% | 8.3% |
| その他 | 17.6% | 13.0% | 8.3% |

問 あなたは通院していますか。また、通院している方は、どれくらいの頻度で通院していますか。〔択一回答〕【N=248】

通院頻度については、「月1回程度通院している」が39.1%で最も高く、次いで「その他の頻度で通院している」が21.8%、「月2回程度通院している」が15.7%です。『通院している』は合わせて約9割を占めています。

| | |
|---------------|-------|
| 週2回以上通院している | 8.9% |
| 週1回程度通院している | 3.6% |
| 月2回程度通院している | 15.7% |
| 月1回程度通院している | 39.1% |
| その他の頻度で通院している | 21.8% |
| 通院していない | 10.9% |

障がい種別クロス（身体障がい【N=170】、知的障がい【N=52】、精神障がい【N=23】）

障がい種別にみると、いずれの障がい種別でも「月1回程度通院している」が最も高いです。一方、『知的障がい』では「通院していない」が28.8%と、他の障がい種別に比べて高いです。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|---------------|-------|-------|-------|
| 週2回以上通院している | 12.9% | 1.9% | 0.0% |
| 週1回程度通院している | 4.1% | 0.0% | 8.7% |
| 月2回程度通院している | 15.9% | 7.7% | 30.4% |
| 月1回程度通院している | 39.4% | 34.6% | 39.1% |
| その他の頻度で通院している | 21.8% | 26.9% | 17.4% |
| 通院していない | 5.9% | 28.8% | 4.3% |

問 あなたは保育所・幼稚園・学校に通所・通園・通学していますか。〔択一回答〕【N=141】

保育所・幼稚園・学校に通所・通園・通学している方（「はい」と回答）は9.9%です。



障がい種別クロス（身体障がい【N=81】、知的障がい【N=41】、精神障がい【N=15】）

障がい種別にみると、保育所・幼稚園・学校に通所・通園・通学している方は『知的障がい』では17.1%、『精神障がい』では13.3%です。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|----|-------|-------|-------|
| はい | 1.2% | 17.1% | 13.3% |

前問で「はい」と回答した方におうかがいします。

問 あなたの通所・通園・通学は次のどれにあたりますか。〔複数回答〕【N=14】

通所・通園・通学先については、「放課後等デイサービス」「小・中学校・高等学校（普通学級）」が35.7%で高く、「盲学校・ろう学校・特別支援学校」が21.4%が続いています。

| | |
|------------------|-------|
| 幼稚園・保育所 | 14.3% |
| 児童発達支援施設 | 14.3% |
| 放課後等デイサービス | 35.7% |
| 盲学校・ろう学校・特別支援学校 | 21.4% |
| 小・中学校（特別支援学級） | 14.3% |
| 小・中学校・高等学校（普通学級） | 35.7% |
| 大学・短大・専門学校 | 0.0% |
| その他 | 0.0% |

前問で「はい」と回答していない方におうかがいします。

問 保育や教育に関する要望を下記からお選びください。〔複数回答〕
【N=102】

保育や教育に関する要望については、「特にない」が54.9%で最も高く、次いで「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」が21.6%、「障がいの状況に配慮した施設や設備、教材等を充実してほしい」が20.6%です。

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 就学や進学・就職の際の相談や支援を充実してほしい | 12.7% |
| 能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい | 21.6% |
| 障がいの状況に配慮した施設や設備、教材等を充実してほしい | 20.6% |
| 通常の学級等での学習や交流の機会を増やしてほしい | 2.0% |
| 通常の学級等に在籍しつつ、必要な支援を受けられる仕組みを充実させてほしい | 8.8% |
| 障がいに関する教職員や同級生等の理解を促進してほしい | 14.7% |
| 専門知識を持った教職員を多く配置してほしい | 11.8% |
| 将来働くための教育を充実してほしい | 15.7% |
| その他 | 3.9% |
| 特にない | 54.9% |

問 あなたは現在の仕事や職場に満足していますか。〔各項目ごと択一回答〕

現在の仕事や職場について満足度が高い項目（「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計）は、「④職場の人間関係の面」（85.3%）と「②仕事の内容」（82.8%）で80%を超えています。一方、満足度の低い項目（「不満である」と「どちらかといえば不満である」の合計）は、「⑤就労による収入」で41.1%です。

| | 満足している | どちらかといえば満足している | どちらかといえば不満である | 不満である |
|-------------|--------|----------------|---------------|-------|
| ①雇用の形態 | 47.1% | 32.4% | 5.9% | 14.7% |
| ②仕事の内容 | 51.4% | 31.4% | 5.7% | 11.4% |
| ③職場の施設や設備の面 | 45.5% | 33.3% | 12.1% | 9.1% |
| ④職場の人間関係の面 | 38.2% | 47.1% | 0.0% | 14.7% |
| ⑤就労による収入 | 26.5% | 32.4% | 17.6% | 23.5% |
| ⑥職場でのサポート | 39.4% | 39.4% | 6.1% | 15.2% |

①【N=34】、②【N=35】、③【N=33】、④【N=34】、⑤【N=34】、⑥【N=33】

障がい種別クロス

障がい種別に満足度が高い項目をみると、『身体障がい』では「②仕事の内容」(80.0%)、「④職場の人間関係の面」(93.4%)、「⑥職場でのサポート」(80.0%)が、『精神障がい』では「①雇用の形態」(83.4%)、「③職場の施設や設備の面」(80.0%)が、80%以上と高いです。『知的障がい』では「⑤就労による収入」以外のすべての項目で満足度が80%以上と高いです。一方、いずれの障がい種別でも「⑤就労による収入」は満足度が低いです。

| | | 満足している | どちらかといえば満足している | どちらかといえば不満である | 不満である |
|-------|-------------|--------|----------------|---------------|-------|
| 身体障がい | ①雇用の形態 | 46.7% | 26.7% | 6.7% | 20.0% |
| | ②仕事の内容 | 46.7% | 33.3% | 13.3% | 6.7% |
| | ③職場の施設や設備の面 | 46.7% | 26.7% | 20.0% | 6.7% |
| | ④職場の人間関係の面 | 46.7% | 46.7% | 0.0% | 6.7% |
| | ⑤就労による収入 | 33.3% | 13.3% | 20.0% | 33.3% |
| | ⑥職場でのサポート | 46.7% | 33.3% | 6.7% | 13.3% |
| 知的障がい | ①雇用の形態 | 38.5% | 46.2% | 7.7% | 7.7% |
| | ②仕事の内容 | 57.1% | 35.7% | 0.0% | 7.1% |
| | ③職場の施設や設備の面 | 46.2% | 38.5% | 7.7% | 7.7% |
| | ④職場の人間関係の面 | 30.8% | 61.5% | 0.0% | 7.7% |
| | ⑤就労による収入 | 15.4% | 61.5% | 15.4% | 7.7% |
| | ⑥職場でのサポート | 30.8% | 53.8% | 7.7% | 7.7% |
| 精神障がい | ①雇用の形態 | 66.7% | 16.7% | 0.0% | 16.7% |
| | ②仕事の内容 | 50.0% | 16.7% | 0.0% | 33.3% |
| | ③職場の施設や設備の面 | 40.0% | 40.0% | 0.0% | 20.0% |
| | ④職場の人間関係の面 | 33.3% | 16.7% | 0.0% | 50.0% |
| | ⑤就労による収入 | 33.3% | 16.7% | 16.7% | 33.3% |
| | ⑥職場でのサポート | 40.0% | 20.0% | 0.0% | 40.0% |

- ①(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=13】、精神障がい【N=6】)
- ②(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=14】、精神障がい【N=6】)
- ③(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=13】、精神障がい【N=5】)
- ④(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=13】、精神障がい【N=6】)
- ⑤(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=13】、精神障がい【N=6】)
- ⑥(身体障がい【N=15】、知的障がい【N=13】、精神障がい【N=5】)

問 あなたが希望する仕事に就くうえで、どのような課題の解決が必要ですか。過去の経験も含めてお答えください。また、現在就労していない方は将来の予測でお答えください。〔各項目ごと択一回答〕

希望する仕事に就くうえで課題解決の『必要度が高い項目（「とても必要」と「どちらかといえば必要」の合計が高い項目）』については、「④事業主の理解」（87.5%）、「⑤他の従業員や顧客などの理解」（85.1%）で85%を超えており、その他の項目についても80%を超えています。

| | とても必要 | どちらかといえば必要 | どちらかといえば不必要 | 不必要 |
|---------------------------|-------|------------|-------------|-------|
| ①障がいのある人の就労を支援する相談窓口 | 56.0% | 29.1% | 2.3% | 12.6% |
| ②専門的な支援員の配置 | 45.5% | 35.9% | 5.4% | 13.2% |
| ③障がいのある人に対する職業教育 | 43.8% | 37.9% | 5.3% | 13.0% |
| ④事業主の理解 | 61.5% | 26.0% | 0.0% | 12.4% |
| ⑤他の従業員や顧客などの理解 | 57.1% | 28.0% | 1.8% | 13.1% |
| ⑥通勤におけるバリア（道路や公共交通など）の解消 | 53.0% | 29.9% | 3.0% | 14.0% |
| ⑦職場の施設や設備面のバリアの解消 | 41.9% | 38.1% | 3.1% | 16.9% |
| ⑧自分自身の心理的な要因（不安・消極的など）の解消 | 45.7% | 35.8% | 4.3% | 14.2% |
| ⑨賃金面におけるベースアップ | 40.8% | 40.1% | 5.1% | 14.0% |

- ①【N=175】、②【N=167】、③【N=169】、④【N=169】、⑤【N=168】、
⑥【N=164】、⑦【N=160】、⑧【N=162】、⑨【N=157】

問 通勤や通学、施設や病院への通院など、外出するうえでの交通手段は何ですか。〔複数回答（3つ）〕【N=238】

外出するうえでの交通手段については、「自家用車（家族運転）」が50.8%で最も高く、次いで「自家用車（本人運転）」が28.2%、「バス」が16.8%です。

| | |
|-------------|-------|
| バス | 16.8% |
| 自家用車（本人運転） | 28.2% |
| 自家用車（家族運転） | 50.8% |
| 電車 | 1.3% |
| タクシー・介護タクシー | 13.4% |
| 自転車 | 5.0% |
| 徒歩 | 7.6% |
| 車いす・電動車いす | 4.6% |
| その他 | 12.2% |

問 紀宝町内における外出のとき、不便に感じたり困ったりすることは何ですか。〔複数回答〕【N=194】

町内における外出時に不便に感じたり困ったりすることについては、「公共交通機関（バス、タクシー等）の利用が不便」が38.7%で最も高く、次いで「特にない」が35.6%、「歩道に問題が多い」が26.3%です。

| | |
|------------------------------|-------|
| 公共交通機関（バス、タクシー等）の利用が不便 | 38.7% |
| 障がい者用駐車場がない、または少ない | 8.2% |
| 歩道に問題が多い | 26.3% |
| 建物内の設備が利用しにくい（階段、トイレ、案内表示など） | 10.3% |
| 休憩できる場所が少ない（身近な公園のベンチなど） | 14.9% |
| 介助者がいないと外出できない | 22.7% |
| その他 | 4.6% |
| 特にない | 35.6% |

前問で「公共交通機関（バス、タクシー等）の利用が不便」と回答した方におうかがいします。

問 「公共交通機関（バス、タクシー等）の利用が不便」と思う理由〔複数回答〕【N=70】

公共交通機関（バス、タクシー等）の利用が不便だと思う理由については、「便が少ない（予約をとりにくい）」が70.0%で最も高く、次いで「バス停が遠い」が35.7%、「降りたい所にバス停がない」が25.7%です。

| | |
|-----------------|-------|
| バス停が分かりづらい | 20.0% |
| 便が少ない（予約をとりにくい） | 70.0% |
| 降りたい所にバス停がない | 25.7% |
| 乗降が難しい | 20.0% |
| バス停が遠い | 35.7% |
| 予約が手間 | 10.0% |

障がい種別クロス（身体障がい【N=46】、知的障がい【N=9】、精神障がい【N=14】）

障がい種別にみると、いずれの障がい種別でも「便が少ない（予約をとりにくい）」が最も高く、「バス停が遠い」が続いています。また、『精神障がい』では「バス停が分かりづらい」が28.6%と、他の障がい種別に比べて高いです。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-----------------|-------|-------|-------|
| バス停が分かりづらい | 15.2% | 11.1% | 28.6% |
| 便が少ない（予約をとりにくい） | 65.2% | 77.8% | 71.4% |
| 降りたい所にバス停がない | 28.3% | 11.1% | 28.6% |
| 乗降が難しい | 26.1% | 22.2% | 7.1% |
| バス停が遠い | 39.1% | 33.3% | 35.7% |
| 予約が手間 | 10.9% | 0.0% | 14.3% |

問 地震など災害発生時の避難方法等についておたずねします。

(1) 一人で避難することができますか〔択一回答〕【N=242】

災害発生時に一人で避難することについては、「できない」が50.4%で最も高く、次いで「できる」が35.1%、「わからない」が14.5%です。

| | |
|-------|-------|
| できる | 35.1% |
| できない | 50.4% |
| わからない | 14.5% |

障がい種別クロス (身体障がい【N=161】、知的障がい【N=49】、精神障がい【N=26】)

障がい種別にみると、『身体障がい』『知的障がい』では「できない」がそれぞれ52.2%、69.4%で最も高いです。一方、『精神障がい』では「できる」が53.8%で最も高いです。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-------|-------|-------|-------|
| できる | 35.4% | 20.4% | 53.8% |
| できない | 52.2% | 69.4% | 19.2% |
| わからない | 12.4% | 10.2% | 26.9% |

(1) で「できない」と回答した方におうかがいします。

(2) 避難するのに困ることは何ですか。〔択一回答〕【N=84】

避難するのに困ることについては、「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が47.6%で最も高く、次いで「その他」が36.9%、「緊急時の介助者がいない」が7.1%です。

| | |
|-------------------------------|-------|
| 避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど） | 47.6% |
| 緊急時の介助者がいない | 7.1% |
| 介助している人が高齢・病弱等で緊急時の介助ができない | 2.4% |
| 近隣の人間関係が疎遠でお願いできない | 1.2% |
| 災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない | 1.2% |
| 災害時の情報入手・連絡の手段がない | 3.6% |
| その他 | 36.9% |

| その他記述 | 比率 |
|-----------------------|-------|
| 一人で移動できない（介助者がいればできる） | 9.5% |
| 施設職員に任せている | 7.1% |
| 子どもだから | 3.6% |
| その他 | 4.8% |
| 記述なし | 10.7% |

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

障がい種別クロス（身体障がい【N=56】、知的障がい【N=26】、精神障がい【N=2】）

障がい種別にみると、『身体障がい』では「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が66.1%、『知的障がい』では「その他」が80.8%で最も高いです。『精神障がい』では「災害時の情報入手・連絡の手段がない」「その他」が50.0%です。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-------------------------------|-------|-------|-------|
| 避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど） | 66.1% | 11.5% | 0.0% |
| 緊急時の介助者がいない | 10.7% | 0.0% | 0.0% |
| 介助している人が高齢・病弱等で緊急時の介助ができない | 1.8% | 3.8% | 0.0% |
| 近隣の人間関係が疎遠でお願いできない | 1.8% | 0.0% | 0.0% |
| 災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 災害時の情報入手・連絡の手段がない | 1.8% | 3.8% | 50.0% |
| その他 | 17.9% | 80.8% | 50.0% |

【その他の記述内容】

| 記述内容 | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 |
|-----------------------|---------|-------|-------------|
| 一人で移動できない（介助者がいればできる） | 8.9% | 11.5% | 0.0% |
| 施設職員に任せている | 5.4% | 15.4% | 0.0% |
| 子どもだから | 0.0% | 7.7% | 0.0% |
| その他 | 3.6% | 7.7% | 50.0% |
| 記述なし | 0.0% | 38.5% | 0.0% |

問 日常生活において、障がいがあるために差別や偏見、疎外感を感じることはありませんか。〔択一回答〕【N=228】

日常生活で障がいがあるために差別や偏見、疎外感を感じるかどうかについては、「ほとんど感じたことはない」が36.4%で最も高く、次いで「まったく感じたことはない」が29.8%と、合わせて『感じたことはない』が66.2%を占めています。一方、「ときどき感じる」(25.4%)と「よく感じる」(8.3%)を合わせた『感じる』は33.7%です。

| | |
|--------------|-------|
| よく感じる | 8.3% |
| ときどき感じる | 25.4% |
| ほとんど感じたことはない | 36.4% |
| まったく感じたことはない | 29.8% |

障がい種別クロス (身体障がい【N=150】、知的障がい【N=47】、精神障がい【N=27】)

障がい種別にみると、『身体障がい』では『感じたことはない』が77.4%を占めています。一方、『知的障がい』『精神障がい』では『感じる』がそれぞれ57.4%、51.8%と過半数を占めています。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|--------------|-------|-------|-------|
| よく感じる | 5.3% | 8.5% | 25.9% |
| ときどき感じる | 17.3% | 48.9% | 25.9% |
| ほとんど感じたことはない | 40.7% | 21.3% | 33.3% |
| まったく感じたことはない | 36.7% | 21.3% | 14.8% |

前問で「よく感じる」または「ときどき感じる」と回答した方におうかがいします。

問 どんなことやときに差別や偏見、疎外感を感じますか。〔複数回答〕
 【N=71】

差別や偏見、疎外感を感じる場面については、「街かどでの人間の視線」が49.3%で最も高く、次いで「人間関係」が38.0%、「仕事や収入」が22.5%です。

| | |
|-------------|-------|
| 仕事や収入 | 22.5% |
| 教育の場 | 2.8% |
| 人間関係 | 38.0% |
| 冠婚葬祭 | 8.5% |
| スポーツ・趣味の活動 | 5.6% |
| 街かどでの人間の視線 | 49.3% |
| 店などでの応対・態度 | 18.3% |
| 町役場職員の応対・態度 | 9.9% |
| 交通機関の利用 | 16.9% |
| その他 | 12.7% |

障がい種別クロス（身体障がい【N=32】、知的障がい【N=23】、精神障がい【N=14】）

障がい種別にみると、『身体障がい』では「人間関係」「街かどでの人間の視線」が37.5%、『知的障がい』では「街かどでの人間の視線」が82.6%、『精神障がい』では「人間関係」が64.3%で最も高いです。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-------------|-------|-------|-------|
| 仕事や収入 | 21.9% | 21.7% | 21.4% |
| 教育の場 | 0.0% | 8.7% | 0.0% |
| 人間関係 | 37.5% | 17.4% | 64.3% |
| 冠婚葬祭 | 12.5% | 4.3% | 7.1% |
| スポーツ・趣味の活動 | 9.4% | 0.0% | 7.1% |
| 街かどでの人間の視線 | 37.5% | 82.6% | 28.6% |
| 店などでの応対・態度 | 15.6% | 17.4% | 28.6% |
| 町役場職員の応対・態度 | 9.4% | 0.0% | 28.6% |
| 交通機関の利用 | 25.0% | 4.3% | 21.4% |
| その他 | 12.5% | 4.3% | 21.4% |

問 全員におうかがいします。障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか。〔複数回答（5つ）〕
【N=218】

障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が52.3%で最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が42.7%、「障がいに応じたサービスのさらなる多様化」が32.6%です。

| | |
|------------------------------------|-------|
| 何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 | 52.3% |
| サービス利用の手続きの簡素化 | 42.7% |
| 行政からの福祉に関する情報提供の充実 | 29.4% |
| 保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上 | 15.6% |
| 参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実 | 6.4% |
| いろいろなボランティア活動の育成 | 8.7% |
| 在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実 | 31.7% |
| リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備 | 15.6% |
| 地域でともに学べる保育・教育内容の充実 | 1.8% |
| 職業訓練の充実や働く場所の確保 | 10.6% |
| 障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実 | 12.4% |
| 利用しやすい道路・建物などの整備・改善 | 14.7% |
| 障がいに対応した町営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の充実 | 21.1% |
| 災害のときの避難誘導體制（緊急通報システムなど）や福祉避難所の整備 | 22.9% |
| 差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 | 9.2% |
| 本人や家族の積極性 | 8.3% |
| 必要な関係機関へスムーズにつながるシステムの構築 | 14.2% |
| 障がいに応じたサービスのさらなる多様化 | 32.6% |
| その他 | 3.2% |

障がい種別クロス（身体障がい【N=149】、知的障がい【N=41】、精神障がい【N=22】）

障がい種別にみると、いずれの障がい種別でも「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高いです。次いで『身体障がい』では「サービス利用の手続きの簡素化」が45.6%、『知的障がい』では「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」「災害のときの避難誘導體制や福祉避難所の整備」が34.1%、『精神障がい』では「サービス利用の手続きの簡素化」「障がいに応じたサービスのさらなる多様化」が50.0%です。

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| 何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 | 51.7% | 43.9% | 63.6% |
| サービス利用の手続きの簡素化 | 45.6% | 29.3% | 50.0% |
| 行政からの福祉に関する情報提供の充実 | 30.9% | 19.5% | 36.4% |
| 保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上 | 16.1% | 9.8% | 27.3% |
| 参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実 | 4.7% | 12.2% | 13.6% |
| いろいろなボランティア活動の育成 | 2.7% | 31.7% | 9.1% |
| 在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実 | 36.9% | 19.5% | 18.2% |
| リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備 | 14.1% | 9.8% | 22.7% |
| 地域でともに学べる保育・教育内容の充実 | 2.0% | 2.4% | 4.5% |
| 職業訓練の充実や働く場所の確保 | 9.4% | 4.9% | 22.7% |
| 障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実 | 8.1% | 34.1% | 4.5% |
| 利用しやすい道路・建物などの整備・改善 | 18.1% | 2.4% | 4.5% |
| 障がい配慮した町営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の充実 | 19.5% | 26.8% | 27.3% |
| 災害のときの避難誘導體制（緊急通報システムなど）や福祉避難所の整備 | 22.8% | 34.1% | 13.6% |
| 差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 | 7.4% | 9.8% | 18.2% |
| 本人や家族の積極性 | 8.7% | 4.9% | 9.1% |
| 必要な関係機関へスムーズにつながるシステムの構築 | 12.1% | 14.6% | 18.2% |
| 障がいに応じたサービスのさらなる多様化 | 32.2% | 24.4% | 50.0% |
| その他 | 2.7% | 4.9% | 4.5% |

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町では、障がいのある人の基本的な権利を尊重し、障がいのある人の尊厳を守り、個人の尊厳を重んじ、障がいのある人もない人も、その人らしく、地域社会の中で共に生活することを目指しています。

そのためには、障がいのある人も差別されることなく社会のあらゆる分野で参画し活躍できる機会が確保され、人々が支えあう社会（ノーマライゼーション）を実現することが必要です。

また、障がいのある人が自立し、地域で暮らすためには、障がいの種類、程度に応じた適切な教育を生涯にわたって受けられることが必要であり、住民に対しては障がいのある人に対する理解を深めるため、啓発を継続して行うことが重要です。

加えて、障がいのある人、高齢者等が自立した日常生活及び社会生活を安心・安全に送るために、障壁が取り除かれたまちづくり（バリアフリー）を目指す必要があります。

これらの課題を解決し、障がいのある人が地域社会の中で自立して生活できるよう本計画を推進するために、基本理念を以下のように定めます。

愛着のある場所で
障がいのある人もない人も
ともに輝き暮らすまち

2 計画の基本目標

基本理念を実現するための具体的な施策の方向性として、次の9つの基本方針を定めます。

1. 権利擁護の推進と虐待防止、差別解消の取り組み

障がい者があらゆる分野で平等に扱われるとともに、差別や偏見、虐待から守られ、安心して暮らせるような環境を構築するために、権利擁護の推進と虐待防止の施策を実施します。

2. 啓発と理解の促進

障がいのある人が地域で安心して暮らし、社会活動に参加できるよう住民の障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるよう啓発を行います。

3. アクセシビリティと社会参加の環境づくり

障がいのある人を含む全ての人々が、情報やサービス、施設などを利用し、行政手続きが可能となるようアクセシビリティを改善し、障がいのある人の社会参加を促進します。

4. 障がいに配慮した教育の推進

障がいのある人が将来にわたり、自立して生活ができるためには適切な障がいに配慮した教育を受けることが重要です。それぞれの障がいの種類や意向にそった障がいに配慮した教育を推進します。

5. 文化・スポーツの振興

障がいの有無にかかわらず、文化やスポーツは生活に活力を与えるとともに、人との交流を促進します。障がいのある人が文化やスポーツに親しむ環境を整備するとともに、文化やスポーツを通じて人との交流や社会参加を促進します。

6. 医療・福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で自立して生活をするためには、医療・福祉サービスによる支援が必要です。障がいのある人が身近な地域で安心して自立した生活が継続して送れるよう、多様なニーズに対応した医療・福祉サービスによる支援の充実を図ります。

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、自らの考えを表明したり、サービスを選択するなど意思決定ができることが望まれます。総合的な相談支援の充実や、公共交通による移動環境を整備するなど自立した生活の支援や意思決定の支援を推進します。

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人の地域での暮らしと自立した生活を支援するため、働く意欲をもつ障がいのある人の能力や特性に応じて、就労の機会や場の充実を図ります。

9. 防災、防犯等の推進

災害発生時における障がいのある人の被害を最小限にするためには、平常時での準備が重要です。地域防災計画との連携に基づき訓練等を実施するとともに、避難行動要支援者名簿を最新に保つなどの準備を推進します。また、障がいのある人が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれないように支援を行います。

3 計画の施策体系

総合計画の
将来像

海・山・川の恵みに抱かれ、ともに輝き創造するまち
 一人ひとりがきらりと輝き、みんなが主役のまちづくり

基本理念

愛着のある場所で 障がいのある人もない人も ともに輝き暮らすまち

基本目標

1 権利擁護の推進と虐待防止、差別解消の取り組み

2 啓発と理解の促進

3 アクセシビリティと社会参加の環境づくり

4 障がいに配慮した教育の推進

5 文化・スポーツの振興

6 医療・福祉サービスの充実

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

8 雇用・就業、経済的自立の支援

9 防災、防犯等の推進

第4章 具体的施策の内容

1 権利擁護の推進と虐待防止、差別解消の取り組み

【現状と課題】

障害者基本法は、障がいの有無にかかわらず、すべての人が等しく基本的人権をもった個人として尊重される社会の実現を目指しています。そのためには障がいのある人が社会のあらゆる分野で平等に扱われるとともに、差別や偏見、虐待から保護されることが重要です。また、障がい等により判断能力が不十分な人の権利を守るために成年後見制度等の環境整備が必要です。

アンケート調査では、成年後見制度を知っていると答えた人は46.2%と半数以下にとどまっており、今後さらなる知名度の向上が求められます。

今後、企業、地域、事業所、関連団体等と連携を図りながら、障がいのある人の差別の解消と権利擁護の推進に向けた取り組みを実施することが必要です。障がいのある人の権利侵害を防止します。

【今後の取組】

- 判断能力が十分でない知的障がいまたは精神障がいのある人等が、財産管理や在宅サービスの利用等で自分に不利な契約を結ぶことがないように、制度の周知と利用の促進を図ります。
- 成年後見制度について、制度利用が必要な方に対して、円滑に支援できる体制を構築していきます。
- 関係機関との連携を強化し、虐待防止に関する相談窓口の機能の充実を図ります。
- 障がいのある人が不当な差別的取り扱いを受けることのないよう、合理的配慮の啓発に努めます。

| 実施施策 | 概要 | 担当課 |
|------------------|--|-------------|
| 成年後見制度の利用促進 | 成年後見制度の利用促進を図るため、関係機関等と連携し、広報・相談・利用促進・後見人支援・不正防止の機能を有する中核機関の設置を目指します。 | 福祉課 |
| 虐待防止の取組及び早期発見の推進 | 障がいのある人に対する虐待を防止し、早期に発見するための取組を推進します。 | 福祉課 |
| 障がいを理由とする差別解消の推進 | 障害者差別解消法の趣旨や目的を理解し、広報、啓発活動により障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮を推進します。 | 福祉課 教育課 |
| 権利擁護の推進 | 意思表示の困難な障がいのある人などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業を促進するとともに、権利擁護機関と連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。 | 福祉課 |
| 苦情の解決 | 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に解決するため、サービス事業者には相談窓口を利用者に明示し、適切に対応するよう促すとともに、サービス事業者の相談窓口で解決できない場合等には、県等の関係機関とも連携を取りながら解決に努めるなど、利用者の快適なサービス利用を促進します。 | 福祉課 関係各課 |

2 啓発と理解の促進

【現状と課題】

障がいのある人を含むすべての地域住民にとって、住みよい平等なまちづくりを進めていくためには、住民一人ひとりが障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることが重要です。

アンケート調査では、「どんなことやときに差別や偏見、疎外感を感じますか」という問いに対して、約半数が「街かどでの人間の視線」と答えており、また「人間関係」と答えた人が 38.0%いました。特に知的障がい者は約 8 割が「街かどでの人間の視線」、精神障がい者の 6 割が「人間関係」と答えるなど、これらの障がいに対する理解はまだ進んでいないのが現状です。

障がいのある人に関する正しい情報を提供し、理解を深めるための機会を設けるなど、障がいのある人に対する啓発活動や理解促進活動を実施するとともに、障害者差別解消法を普及啓発し、障がい者差別をなくすための取り組みを推進することが必要です。

【今後の取組】

- 町職員をはじめ、関係する職員に対して、障がいに関する研修や講演会の機会を拡充し理解を促進します。
- 各種相談支援機関や事業所、民生委員児童委員と連携し、障がいに対する理解の促進に努めます。
- 町民を対象にした、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実を図ります。

| 実施施策 | 概要 | 担当課 |
|-----------------------------|---|----------------------|
| 啓発・広報の推進 | 障がいについての理解が広がるように啓発・広報活動を実施します。 | 福祉課 |
| ボランティア活動の推進 | 障がいのある人を支援するボランティア活動への支援を推進します。 | 福祉課 |
| 障がい関係団体による啓発活動の促進 | 障がいに関して、広く住民の理解を深めるために、障がい関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。また、各団体の自主的な研修や学習会等について、その開催のための支援を行います。 | 福祉課 |
| 障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識の普及 | 障がいのある人に直接関わる機会の多い町職員に対し意識の向上や理解を深めるため、研修や啓発の促進を図るとともに、同じく関わりの多い学校や医療機関、さらに企業等についても、障がいについての正しい理解と認識の普及に努めます。 | 福祉課 教育課 みらい健康課 |

3 アクセシビリティと社会参加の環境づくり

【現状と課題】

アクセシビリティとは、「誰もが利用できること」を意味し、障がいのある人も含めたすべての人が、情報やサービス、施設などを利用できるようにすることです。障がいのない人にとっては何でもない行為が、障がいのある人にとっては困難であることがしばしば起こり得ます。

アンケート調査では、「外出のときに不便に感じたり困ったりすることは何ですか」、という問いに対して、「公共交通機関（バス、タクシー等）の利用が不便」と答えた人が38.7%、「歩道に問題が多い」と答えた人が26.3%います。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行され、市町村には障がいのある人による情報の取得や利用等に係る施策を策定し、及び実施する責務が課されました。

だれもが住み慣れた地域で安心して生活するためには、障がいのある人の立場にたって、住みやすく移動しやすい環境の整備、行政情報や手続きへのアクセスの向上、バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりを推進することが必要です。

【今後の取組】

- 障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援に関するサービスを提供する事業所の確保や支援に努めます。
- 障がいのある人が安心して外出できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全対策の推進や交通マナーの向上を図ります。
- 福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。

第4章 具体的施策の内容

| 実施施策 | 概要 | 担当課 |
|--------------------------------|--|--------------------|
| アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 | 障がいのある人の利用に配慮した施設や製品の普及を促進します。 | 福祉課 総務課 関係各課 |
| 行政情報・行政手続きのアクセシビリティの向上 | 障がいのある人が受け取りやすい形での行政情報の発信や、障がいのある人に配慮した行政手続きの環境整備を推進します。 | 関係各課 |
| 公共施設のバリアフリーの推進 | 公共施設のバリアフリー化を推進します。 | 関係各課 |
| ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 | 障がいのある人をはじめ、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインを採用したまちづくりを推進します。 | 関係各課 |
| 電子媒体の活用 | ホームページを活用した広報・啓発を行うと同時に、情報バリアフリーやウェブアクセシビリティに配慮した、障がいのある人への情報提供に努めます。 | 企画調整課 関係各課 |
| 移動支援事業の充実 | 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知啓発に努めます。 | 福祉課 企画調整課 |
| 意思疎通支援事業・手話通訳者、要約筆記奉仕員の周知・利用促進 | 意思疎通支援事業の周知を図り、利用を促進するとともに、障がいのある人のニーズの把握を行います。聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣します。 | 福祉課 |

4 障がいに関心した教育の推進

【現状と課題】

障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、可能な限り共に教育を受けることができる仕組み（インクルーシブ教育）を整備するとともに、障がいのある子どもが教育を受ける上で直面する可能性のある障壁を除去することが重要です。

アンケート調査では、現在学校等に通っている人に対して感じることを訪ねたところ、42.9%の人が「今の保育所や学校に満足している」と答えています。また、21.4%の人は「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」と答えています。また、学校等に通っていない人の学校等への要望を聞いたところ、「特になし」と答えた人が約半数いる一方で、21.6%の人が「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」、20.6%の人が「障がいの状況に配慮した施設や設備、教材等を充実してほしい」とさらなる充実が求められています。

今後もインクルーシブ教育を進め、障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいの種類や程度に応じた個別教育の充実を図る必要があります。

【今後の取組】

- 地域・家庭・学校・職場との連携を強化し、福祉教育の充実を図ります。また、障がい者への正しい理解と認識を深めるためには、小・中学校の教育の場において啓発を図る必要があります。特別支援学校・学級の児童・生徒との交流教育を推進します。
- 面接相談、電話相談及び適応指導の機能の充実を図るとともに、総合的な相談体制の充実を努めます。
- 特別に支援が必要な子どもや発達に障がいのある子どもについて、人生を通して就学就労などの節目に途切れることなく支援を受けられるよう、支援体制を整備します。

第4章 具体的施策の内容

| 実施施策 | 概要 | 担当課 |
|------------------|---|------------|
| 特別支援教育の充実 | 障がいに応じた特別支援教育を充実させます。特別な支援を要する児童・生徒に対して、個に応じた教育・支援を一層充実させるため、各校の実態に応じて、教員と連携して生活・学習の支援を行う教育支援員を配置します。 | 教育課 |
| インクルーシブ教育の推進 | すべての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。 | 教育課 |
| 教育環境の整備 | 障がい配慮した教育環境を、そのニーズに応じて整備します。 | 教育課 |
| 高等教育における学生支援の推進 | 障がいがあることで高等教育を受ける機会を失うことがないように、支援を推進します。 | 教育課 |
| 福祉教育・人権教育の推進 | 障がいや障がいのある人の人権についての理解が深まるような教育を推進します。 | 教育課 福祉課 |
| 生涯を通じた多様な学習活動の充実 | 障がいのある人が生涯を通じて多様な学習活動を行えるように支援を充実させます。 | 教育課 |
| 視覚障がい者等の読書環境の整備 | 視覚等の障がいのある人の読書環境を整備します。 | 教育課 |

5 文化・スポーツの振興

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、様々なスポーツ、芸術及び文化活動に参加することは、生活を豊かにするとともに、地域交流を促進する効果があります。一方、障がいのある人が活動に参加するためには、障がいの種類に応じた環境を整備する必要があります。本町はこれまでも障がいのある子どもが利用できるように「点字付きさわる絵本」や「LLブック」「マルチメディアDAISY図書」などの購入や、また講演会等での手話通訳の配置などを行ってきました。

今後も、障がいのある人がスポーツ、芸術及び文化活動に親しみ、これらの活動を通じて社会参加と地域交流を実現するための環境整備の充実が必要です。

【今後の取組】

- 障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。スポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。
- 文化・スポーツ施設等を障がいのある人が容易に利用できるよう、快適な空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加、体験できる環境づくりに努めます。

| 実施施策 | 概要 | 担当課 |
|--------------------------|---|------------|
| 文化・芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実 | 障がいのある人の文化・芸術活動を支援するとともに、障がい者が余暇やレクリエーション活動を楽しめるよう支援します。 | 福祉課 教育課 |
| スポーツを親しめる環境の整備 | 障がいのある人がスポーツを親しめる環境を整備します。障がい者スポーツ事業の推進と、障がいのある人をはじめ、広く住民に対する啓発・広報活動の積極的な推進を図ります。 | 福祉課 教育課 |

6 医療・福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある人がそれぞれの地域で安心して暮らすためには、必要な医療やリハビリテーションが受けられる必要があり、また日常生活を支援する福祉サービスの環境が整備されていることが必要です。

アンケート調査では、16 の障がい福祉サービスについて、利用状況と利用意向を聞いています。その結果、利用率は最も高い「生活介護」でも 22.0%、平均で 8.2%にとどまったのに対して、利用意向は最も高い「居宅介護（ホームヘルプ）」が 44.6%、平均で 25.5%と、利用率と利用意向に 17.3 ポイントの差があることがわかりました。

今後も、医療・福祉の利用環境について整備を推進すると同時に、利用の障壁とされている要因について分析を行い、本人の障がい特性や生活状況に応じた医療・福祉サービスの充実を図る必要があります。

【今後の取組】

- 新たに基幹相談支援センターを設置して相談支援体制の強化を図るほか、重層的支援体制整備事業による分野にとらわれない相談体制とすることで、複合的な相談支援体制の充実化を進めます。
- 保護者及び介護者の負担を軽減するとともに、障がいのある人の日常生活の支援を行うため、在宅福祉サービスの充実化を図ります。
- 障がいの特性や生活状況に応じた適切な施設利用ができるよう、県及び近隣市町と連携して通所・入所施設の利用を支援します。

| 実施施策 | 概要 | 担当課 |
|-----------------------|--|---------------|
| 障がい児に対する支援の充実 | 障がい児が安心して暮らせるように医療・福祉サービスを充実させます。 | みらい健康課 福祉課 |
| 聴覚障がい児の早期発見・早期療育 | 聴覚障がい児を早期に発見し早期に療育するように努めます。 | みらい健康課 福祉課 |
| 聴覚障がい者への支援 | 手話通訳者の派遣、遠隔手話通訳サービスの利用を促進します。また、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、町が実施する施策の推進方針を定めていくことなどについて、検討していきます。 | 福祉課 |
| 精神保健・医療の適切な提供 | 精神障がいのある人が適切な保健医療を受けられるように環境整備を行います。 | みらい健康課 福祉課 |
| 保健・医療の充実 | 障がいのある人が安心して暮らせるように保健・医療を充実させます。 | みらい健康課 福祉課 |
| 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援 | 在宅の医療的ケア児及びその看護や介護を行う家族の負担を軽減するため、医療的ケア児在宅レスパイト事業を推進します。また医療的ケア者については、県や保健、医療、障がい福祉等の関係機関が連携し、医療的ケア者の在宅生活上の課題の改善に向けた支援を検討していきます。 | 福祉課 みらい健康課 |
| 発達障がい児・者への支援 | 近年増加している発達障がい児・者が十分な医療を受けられるように支援を推進します。また、児童発達支援センターとの連携を強化し、支援を充実させます。 | 福祉課 みらい健康課 |
| 保健・医療を支える人材の育成・確保 | 障がいのある人の保健・医療を支える人材を確保し、人材育成を推進します。 | 福祉課 みらい健康課 |
| 日常生活用具給付等の充実 | 障がいのある人の日常生活を容易にするため、介護訓練支援用具等の給付や貸与を行います。 | 福祉課 |
| 各種助成制度の周知 | 年金・手当（特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当、障がい年金、心身障がい者扶養共済制度）がより適切に活用されるよう、障害者手帳交付時の案内や広報紙等により周知を図ります。 | 福祉課 税務住民課 |

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、生活できる地域共生社会を実現するためには、障がいのある人が自立し、自らの考え方や意思決定を表明できる環境整備が必要です。また、障がいのある人が自立するためには、自らの意思で移動できることも重要です。

アンケート調査では、障がいのある人にとって住みよいまちづくりをつくるために必要なことはなにか、という問いに対して、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」と答えた人が 52.3%いました。また、外出の際の交通手段として、「自家用車（家族運転）」と答えた人が 50.8%であり、半数の人が家族に依存している結果です。

障がいのある人が自立し、意思決定を行える環境を整備するためには、総合的な相談窓口の充実と、移動支援の整備が重要です。

【今後の取組】

- 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。
- 重層的支援体制整備事業による参加支援事業を活用する等により、障がいのある人のニーズと地域の資源とをつないだり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施します。また、つながりが継続するための長期的な支援も行います。

| 実施施策 | 概要 | 担当課 |
|-------------------|--|---------------|
| 意思決定支援の推進 | 意思決定に支援が必要な障がいのある人が、サービスを適切に利用できるようにガイドラインの普及や研修の実施等を推進します。 | 福祉課 |
| 相談支援体制の構築 | 障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を推進します。また、重層的支援体制整備事業による分野にとらわれない相談体制とすることで、複合的な相談支援体制の充実を図ります。 | 福祉課 |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設の入所者、精神科病院の入院患者の中で支援を要する人に対して、退所・退院後に地域での生活にスムーズに移行できるよう支援します。 | 福祉課 |
| 在宅サービス等の充実 | 在宅で支援が必要な障がいのある人に対して在宅サービス等の充実を図ります。 | 福祉課 みらい健康課 |
| 障がい福祉サービスの質の向上 | 障がい福祉サービスの質の向上をはかり、障がいのある人及び介護を行う方が安心してサービスを受けられるようにします。 | 福祉課 |
| 障がい福祉を支える人材の育成・確保 | 障がい福祉を支える人材を確保し、育成を図ります。 | 福祉課 |
| 福祉用具の活用の推進 | 障がいのある人の心身の負担を軽減するように福祉用具の活用を推進します。 | 福祉課 |
| 移動しやすい環境の整備 | 障がいのある人が自立し、自らの意思で移動ができるよう、環境整備を推進します。 | 福祉課 関係各課 |
| 福祉有償運送の利用促進 | 障がいなどにより単独での移動が困難な人であって、公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、社会福祉協議会やNPO法人等が運行している福祉有償運送の利用促進を図ります。 | 福祉課 |
| グループホームの充実 | 自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、共同生活援助施設（グループホーム）の確保に努めます。 | 福祉課 |

8 雇用・就業、経済的自立の支援

【現状と課題】

就労を望む障がいのある人にその機会を提供することは、自立を促進し、社会参加にもつながります。また、民間企業も障がいのある人を雇用者として受け入れることによりブランドイメージの向上が見込めるだけでなく、企業内に多様性が生まれ、組織が活性化する等の効果も見込めます。

アンケート調査では 32.9%が「就労を希望していない」と答えており、また 21.4%が「働きたくても働けない」と答えており、半数以上が就労の形態を示していません。

また、就労している障がいのある人に満足度を聞いたところ、「雇用形態」「仕事内容」「職場の施設や設備の面」「職場の人間関係の面」「職場でのサポート」では約 8 割以上の方が満足していると答えていますが、「就労による収入」では、約 4 割の方が不満を持っています。

今後も、障がいのある人の就労環境の改善を支援することが必要です。

【今後の取組】

- ハローワークや紀南地域障がい者就業・生活支援センターColors（カラース）、近隣市町と連携し、障がいのある人の就労機会の確保に努めます。
- 障がいのある人の継続した就労を支えていくために、広域で組織する紀南地域自立支援協議会に就労支援部会を設置し、関係機関で情報を共有しながら、啓発や支援を行っていきます。
- 企業等での就労が困難な障がいのある人に対しては、日中活動の場の確保及び福祉的就労の場の確保や内容の充実を図るほか、就労等による収入が得られない障がいのある人に対し共済制度や各種年金・手当等の周知、手続等の支援を行います。

| 実施施策 | 概要 | 担当課 |
|------------------|---|----------------------------|
| 総合的な就労支援 | 就労意向のある障がいのある人が就労できるように、総合的な就労支援を行います。 | 福祉課 産業振興課 |
| 経済的自立の支援 | 障がいのある人が地域で自立した生活ができるように、経済的自立を支援します。 | 福祉課 産業振興課 |
| 障がい者雇用の促進 | 企業等が障がいのある人を受け入れるように、雇用の促進を図ります。 | 福祉課 産業振興課 総務課 教育課 |
| 障がい特性に応じた就労支援 | 多様な障がいの特性に応じた支援の充実・強化を図ります。 | 福祉課 産業振興課 |
| 障がい者就労施設等からの優先調達 | 障害者優先調達推進法に基づき、町内の障がい者就労施設等からの優先調達に努めます。 | 関係各課 |
| 訓練施設等通所交通費補助金の支給 | 障がいのある人が訓練等施設に通うとき、その経済的負担を軽減し、自立と社会参加を促進するため、必要な交通費を補助します。 | 福祉課 |
| 進路指導体制の充実 | 紀南地域自立支援協議会を中心に事業所、特別支援学校等との連携を深め、事業所見学や就労に関する講習会、卒業前の移行支援会議などを通じて障がいのある人の就労支援を推進します。 | 福祉課 |

9 防災、防犯等の推進

【現状と課題】

風水害や震災など自然災害の発生時において、障がいのある人が障がいのない人と同様の避難行動を取ることは困難である場合が想定されます。そのため、障がいのある人の被害を最小限に食い止めるためには、平素からの準備が重要です。それは発災時の避難行動にとどまらず、予知の段階、避難行動、避難所での生活、生活再建と段階ごとの準備が求められます。

アンケート調査では、災害時の避難について、「一人で避難できない」または「分からない」と答えた人は合わせて 65.9%にのぼります。「できない」と答えた人にその理由を聞いたところ、「避難所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」を選んだ人は 47.6%とおよそ半数です。

また、災害時での避難所の利用について、利用したいと思いませんか、という問いに対して「いいえ」と答えた人は 53.4%と半数を超えています。「いいえ」と答えた人にその理由を聞いたところ、「周りの視線が気になる」と答えた人が 38.9%で最も多い結果です。

本町では「紀宝町地域防災計画」を策定しており、災害時の障がいのある人への対応は「要配慮者」への保護や対策として記載しています。アンケート調査の結果を踏まえ、対策を行うことが必要です。

【今後の取組】

- 地域防災力（消防団、自主防災組織）の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策等、防災体制の充実を図ります。
- 地域と警察・行政が連携を図り、犯罪に関する情報発信、町民の防犯活動の支援、啓発等を行い、犯罪が起こりにくい環境を整えます。また、交通安全対策の充実を図ります。

| 実施施策 | 概要 | 担当課 |
|------------------------------|--|--------------|
| 防災対策の推進 | 障がいのある人にも対応した事前防災行動計画（タイムライン）の推進に努め、防災体制の充実を図ります。 | 防災対策課 福祉課 |
| 避難行動要支援者名簿の活用と個別避難計画の作成促進の整備 | 避難行動要支援者の把握に努め、行政、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、相談支援専門員等が連携した災害時要支援ネットワークを構築した上で、避難行動要支援者名簿、個別避難計画を作成し、防災体制の連携を強化します。 | 防災対策課 福祉課 |
| 自主防災組織の育成指導 | 地域住民による自主的な防災活動を促進し、地域の災害対応力を高めるため自主防災組織や防災に関するボランティアの育成を図り、障がいのある人の避難や救助、情報連絡体制の確立を図ります。 | 防災対策課 福祉課 |
| 福祉避難所の拡充 | 今後発生が予想される大規模地震や、台風などの風水害による被災に対して、福祉避難所の指定箇所数の増加や施設・設備の拡充、町民への周知等に努めます。 | 防災対策課 福祉課 |
| 防犯対策の推進 | 障がいのある人が犯罪に合わないよう警察、民生委員、児童委員、自治会等と連携し、防犯対策を推進するとともに、犯罪発生時の迅速な連絡体制を強化します。 | 総務課 福祉課 |

第5章 計画の推進体制

1 住民参画の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がい者にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。また、障がい者への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安心・安全の支援体制等の充実を図っていきます。

2 関係機関における連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等様々な分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

3 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、PDCA（計画策定—推進—評価—見直し）サイクルを導入し、点検・評価を行っていく必要があります。

そのため、本計画では各施策の実施状況等について広く意見を聴きながら計画の点検・評価を行い、次年度の事業に反映できるように、進捗管理を行っていきます。



資料編

1 紀宝町障がい者計画策定委員名簿

| | 所 属 | 氏 名 |
|---|-------------------------------|--------|
| 1 | 紀宝町議会教育民生常任委員会 委員長 | 市川 潔 |
| 2 | 紀宝町身体障がい者福社会 会長 | 井賀 文雄 |
| 3 | 手をつなぐ親の会 会長 | 山口 博 |
| 4 | 紀宝町社会福祉協議会 | 中野 大 |
| 5 | いなほ福社会 通園めだか | 下口 公未佳 |
| 6 | 特定非営利活動法人 てとて | 岡本 知也 |
| 7 | 紀宝町福祉アドバイザー | 西 勉 |
| 8 | 紀南地域障がい者就業・生活支援センター Colors | 森本 省悟 |
| 9 | 紀宝町校長会代表 | 大藤 伸之 |

※順不同、敬称略

2 紀宝町障がい者計画策定委員会設置要綱

令和5年4月1日
告示第66号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき紀宝町障がい者計画（以下「計画」という。）の策定について、各分野から広く意見を求めるため、紀宝町障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域における障がい者の権利擁護又は相談支援事業を担う関係者
- (2) 福祉団体に所属する者
- (3) 保健、医療、教育、障がい、高齢者介護等の関係機関に所属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により町長が委嘱した日から計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人ずつ置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼及び費用弁償)

第7条 謝礼は、次のとおりとする。

(1) 委員長 日額 6,000円

(2) 委員 日額 5,500円

2 費用弁償については、紀宝町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年紀宝町条例第42号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第8条 委員会の関係者は、委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会に事務局を置き、事務局の庶務は福祉課が行う。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

3 用語集

| あ行 | |
|-----------------|--|
| アクセシビリティ | 障がいのある人を含む全ての人自立して完全に利用可能な方法で環境、製品、サービスを設計・提供すること。 |
| アスペルガー症候群 | 社会的交流や非言語的コミュニケーションに顕著な困難があり、行動や興味のパターンに制限がある発達障がい。自閉症スペクトラムの一部です。 |
| 移動支援事業 | 障がいのある人が別の場所へ移動する際に支援を提供するサービスのこと。自立と地域社会の参加を促進します。 |
| インクルーシブ教育 | 障がいのある人とない人が共に学ぶ教育のこと。生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要です。 |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 音声、発話、言語、そしゃく機能の障がいを指します。コミュニケーションや栄養摂取に影響を与える可能性があります。 |
| か行 | |
| 学習障がい | 全般的に知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることにより、学習上、さまざまな困難に直面している状態のこと。 |
| 共同生活援助（グループホーム） | 障がいのある人が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。 |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 障がいのある人が自宅で生活を維持できるよう、支援とケアを提供するサービス。 |
| 権利擁護 | 認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人について、生活や財産を守つたり、契約を代わりに行うことを法律的に支援する制度のこと。 |
| 高機能自閉症 | 「対人関係や社会的コミュニケーションの困難」と「特定のものや行動における反復性やこだわり」などの特性が幼少期から見られる発達障がいのこと。知的発達の遅れを伴わないことが特徴です。 |
| 広汎性発達障がい | 生まれつきの脳の微細な異常が原因と考えられている神経発達障がい的一种のこと。コミュニケーション能力が弱く、独自のこだわりに強くとらわれるために社会生活が困難になりやすい特徴を持ちます。以前は、自閉症やアスペルガー症候群と呼ばれていた障がいがこれに含まれます。 |

| | |
|--------------|---|
| 合理的配慮 | 障がいのある方々の人権が、障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。2016年4月に施行された「障害者差別解消法(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」により、この合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業などの事業者に求められるようになりました。 |
| さ行 | |
| 支援費制度 | ノーマライゼーションの理念を実現するため、これまでの「措置制度」を改め、障がい者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという制度のこと。2003(平成15)年4月に導入されましたが、2006(平成18)年に廃止されています。 |
| 視覚障がい | 視力や視野などの視覚機能に障がいがあり、見ることが不自由または不可能になっている状態のこと。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がいのある方に対して行う、入浴、排せつ、食事等の介護や、生活等に関する相談・助言、その他日常生活を送るために必要となる支援のこと。 |
| 肢体不自由 | 身体的な機能、移動、または持久力を制限する障がいのこと。 |
| 児童発達支援 | 障がいのある子どもたちの発達ニーズを支援するサービスのこと。 |
| 自閉症 | 社会的交流およびコミュニケーションに困難があり、行動に制限と繰り返しが見られる発達障がいのこと。 |
| 障がい児福祉サービス | 障がいを持つ児童に特化した福祉サービスのこと。発達、教育、社会参加を支援します。 |
| 障害者基本法 | 障がい者の自立・社会参加の支援等の施策を推進することを目的に、その基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにした法律のこと。「心身障害者対策基本法」が1993(平成5)年に改正され、「障害者基本法」が成立しました。 |
| 障害者差別解消法 | 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013(平成25)年に制定された法律のこと。 |
| 障害者の権利に関する条約 | 障がい者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めた国際条約のこと。日本は2007(平成19)年に署名しました。 |

資料編

| | |
|--------------------------|--|
| 障がい福祉サービス | 障がいのある人の福祉を支援するための多様なサービスのこと。 |
| 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 | 障がいに基づく差別を解消するための政策や取り組みについて国が定めた方針のこと。2023（令和 5）年に閣議決定されました。 |
| 小児慢性特定疾患 | 児童期に発症する疾患で、長期にわたり管理や治療が必要な特定の慢性疾患のこと。 |
| 自立支援医療 | 心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が自立支援医療に一本化されました。 |
| 身体障害者手帳 | 身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳のこと。 |
| 身体障がい | 身体的な機能の障がいで、移動や日常生活の活動に制限がある状態のこと。 |
| 生活介護 | 障がい者福祉サービスの一種で、障がい者支援施設などにおいて、障がいのある方の自立を支援するサービスのこと。 |
| 精神障がい | 精神的な健康問題により、社会生活や職業活動に困難を抱える状態のこと。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 一定程度の精神障がいの状態にあることを認定された人に交付される手帳のこと。 |
| 成年後見制度 | 認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力を喪失してしまった人の援助者を選び、法律的に支援する制度のこと。家庭裁判所に申立てて成年後見制度を利用すると、本人の代わりに「後見人」が代理権をもって法的な行為や財産の管理を行うこととなります。 |
| た行 | |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うサービスのこと。 |
| 知的障がい | 発達期（おおむね 18 歳まで）までに生じた知的機能の障がいによって、知的能力と社会生活への適応機能が遅れた水準にとどまり、日常生活において困難を抱えている状態のこと。 |
| 注意欠陥多動性障がい | 発達障がいの一種で、注意力や感情、衝動をコントロールする力が弱く、不注意や多動性、衝動性により、学習や社会生活で支障をきたしている状態のこと。 |
| 特定疾患 | 厚生労働省が「難治性疾患克服研究事業」の臨床調査研究分野の対象に指定している難病のこと。 |

| な行 | |
|---------------|--|
| 内部障がい | 外見からは分からない身体内部の臓器に生じる障がいのこと。身体障害者福祉法では、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害、の計7障がいが定められています。 |
| 難病患者 | 治療が困難で、長期間にわたる医療が必要な稀な疾患を持つ患者のこと。 |
| ノーマライゼーション | 障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指すこと。 |
| は行 | |
| 発達障害者支援法 | 児童を含む発達障がいのある人への適切な支援を推進するために2005（平成17）年に施行された法律のこと。この法律ができるまでは発達障がいのある人への支援を明確にした法制度がなく、身体障がい、精神障がい、知的障がいのどれも違うため適切な支援が受けにくい状況にありました。 |
| バリアフリー | 物理的、社会的障壁を取り除き、すべての人がアクセスしやすい環境を作ること。 |
| 福祉避難所 | 高齢者や障がいのある人など、避難生活において、特別な配慮を必要とする方のために、バリアフリー化や多目的トイレなどが整備された社会福祉施設等を利用して開設される避難所のこと。 |
| 放課後等デイサービス | 障がいのある就学児に対し日常生活上の支援や訓練、学習指導、地域交流の場などを提供し、自立的な社会生活を送れるようサポートする福祉サービスのこと。 |
| や・ら行 | |
| ユニバーサルデザイン | すべての人が使いやすいようにデザインされた製品や環境の設計理念のこと。 |
| ユニバーサル社会実現推進法 | ユニバーサルデザインの原則に基づき、障がいの有無にかかわらずすべての人が参加しやすい社会を実現するために2018（平成30）年に制定された法律のこと。 |
| 要約筆記 | 聴覚の不自由な人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。手話でコミュニケーションをとりにくい主に難聴者、中途失聴者（以下難聴者等）の利用を中心に発展してきました。 |
| 療育手帳 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳のこと。 |

第1期紀宝町障がい者計画
令和6年3月

紀宝町 福祉課
〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地
TEL：0735-33-0339
FAX：0735-32-3061

